



平成 23 年 6 月 3 日
社長 大中勝博

空き缶内閣と揶揄される政権は、昨日「内閣不信任決議」が否決されたと同時に、鳩山元総理から「嘘つき」呼ばわりされた内閣に墮しました。菅政権もそう長くはありませんが、日本の企業情勢は利益急落状況になっています（6/2 日経新聞）ので、予断を許しません。

東日本大震災は発生してしまいましたが、被災地域の経営者や社員はそれこそ明日の生活を掛けて復興に懸命に努力していますので、必ず短期で復興を果すでしょう。皆さんを含め、経済界に身を置く者は緊急の瞬間は別として「弱者は弱者を救済できない」というのが原則です。経済の復興なくして救済は出来ません。我々は独立不羈の精神で頑張りましょう。

尚、最近ではメール通知、通達、ホームページの更新は頻繁に行って、会社の動向を速やかにお伝えしております。社長ブログは若干頻度が落ちますが更新をしておりますので、皆様のご自宅で毎日チェックするようにして下さい。

【人事】

以下の者を平成 24 年春季入社の採用内定とします。

正橋宏基	大阪府	東大阪市	出身	23歳
中條一輝	新潟県	高田市	出身	22歳
若松慎吾	宮崎県	宮崎市	出身	22歳
樋口恭兵	宮崎県	宮崎市	出身	21歳
佐粧渚	大分県	大分市	出身	21歳
井上大地	佐賀県	唐津市	出身	20歳
井之上京太郎	宮崎県	都城市	出身	19歳

【主任会】

第 20 期の「重点テーマ」の締め括りとして主任会を発足させます。主要任務を担当している人として「役職者の会議体」としますので、初回は部長職以下で集まって頂きます。第 1 回は下記の日程で開催し、主に全社の人的資源を各メンバーが十分に把握し会社の営業行為に結び付けて行くという目的で開催の予定です。

日 程： 平成 23 年 6 月 4 日（土曜日） 10:00 ~ 14:45 (15:00 散会)
場 所： 本社事務所
議 長： 五十嵐課長

【就業規則の改定】

平成 23 年 4 月 1 日に就業規則を改定しましたが、その補完の為の改定を同 7 月 1 日に行います。特に、給与規定の変更をしますが、給与額は（昇給を除外して）現時点と変わらないようにしますので、皆様のご協力をお願い致します。即ち、趣旨達成の為の「補完」ですから、前回の改正意図から実質内容が変わっているものはありません。

(1) 従業員給与規定の改定

改定趣旨：前回の給与変更により基準内賃金が下がり残業単価の影響を受ける人は差額を特別賞与として支払うことになっているが、本年の夏季賞与支払い後は、基準内賃金を元に戻し、「調整手当」を基準外手当に変更して差額が出ないようにする。

【旧】

第5条（給与の構成）

給与の構成は次の各号の通りとし(1)、(2)、(3)、(4)を基準内賃金と称し、(5)、(6)、(7)(8)を基準外賃金と称する。ただし、いずれの構成項目も給与締切期間における月額を意味する。

- (1) 基本給
- (2) 職能給
- (3) 役職手当
- (4) 調整手当
- (5) 裁量手当
- (6) 住宅手当
- (7) 時間外手当
- (8) 休業手当

【新】

第5条（給与の構成）

給与の構成は次の各号の通りとし(1)(2)(3)を基準内賃金と称し、(4)(5)(6)(7)(8)を基準外賃金と称する。ただし、いずれの構成項目も給与締切期間における月額を意味する。

【旧】

第6条（給与項目の適用）

給与は以下の各号を適用して支払う。

- (1) 基本給 : 年齢、過去の経験等によって算定する。
- (2) 職能給 : 従事する業務に対する能力によって算定する。
- (4) 調整手当 : 当社の通常勤務体系と異なる勤務時間で就業する従業員について、本来の勤務時間との調整、または見なし時間により、その賃金を加算または減算して算定する他、中途採用者の当社給与体系への移行措置として算定する。

【新】

- (1) 基本給 : 基本的賃金とし、年齢、経験、能力等を総合勘案して算定する。
- (2) 職能給 : 基本給を補うものとし、従事する業務の変更、新たな資格試験合格等により、その能力が職務に顕著に反映される場合は原則として変更する。
- (4) 調整手当 : 減算項目として基準内賃金を調整する。但し、中途採用者の当社給与体系への移行措置または従業員の雇用条件として特に定めた場合は加算項目として算定する場合がある。

(2) 旅費交通費規定の改定

改定趣旨：日当表（別表1）の項目を整理した。実質影響はない。

【旧】

第9条

別表1.(日当)

役職	遠地出張	近地出張
役員	5,000円	
部長	5,000円	4,500円
部長代理	4,500円	4,000円
課長	4,000円	3,500円
課長代理	3,500円	3,000円
主任	3,000円	2,500円
一般	2,500円	2,000円

【新】

第9条

別表1.(日当)

役職	遠地出張	近地出張
部長以上	5,000円	4,500円
部長代理	4,500円	4,000円
課長	4,000円	3,500円
課長代理	3,500円	3,000円
主任	3,000円	2,500円
一般	2,500円	2,000円

(3) 従業員持ち株会規定の改定

改定趣旨：修正漏れの発見

【旧】

第21条（会の所在地）

この会の所在地は 東京都大田区大森北二丁目4番18号 株式会社ヘルメスシステムズ
本店内とする。

【新】

第21条（会の所在地）

この会の所在地は、東京都大田区山王三丁目27番6号 株式会社ヘルメスシステムズ
本店内とする。

【例会予定】

日程：平成23年7月11日（月）18：00～19：30を予定しています。

議題： 第20期の決算概要

第21期の経営計画

技術発表（新人の発表）